



PART 9

麗焚けたり……









なによりも社員の



新規事業の見直 べるんだっ! まずは今回のテロ 損失が出るのか調 で事業にどれだけ

これまでの投資を 佐藤君、どうやって





















安全対策に

関与すべきだ。

危機管理とトップは自ら責任ある



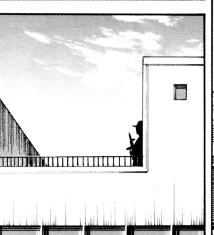
























ね !

社員の安否

り」を知らんのか君らは「厩焚けたやれと言った!

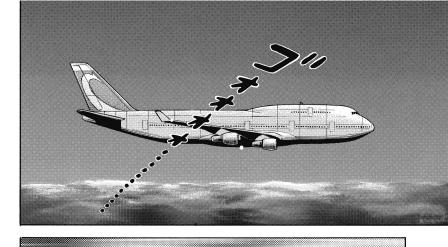
確認と被害者の

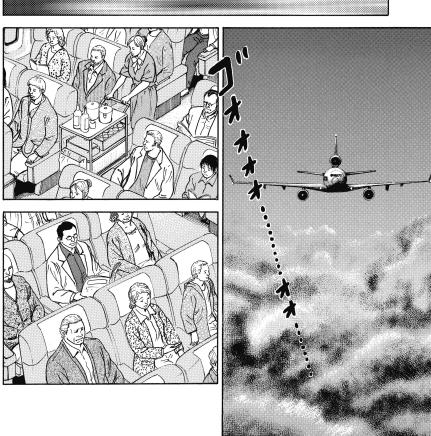
誰がそんなことを









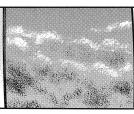












ご家族を無償で… で被害に遭われた方の でない、上田重工様の



9 平時の危機管理 その1

(1) トップの意識改革

(ア) 危機管理の必要性

海外での事業展開が当たり前になった。海外での事業展開が当たり前になった。

対応の拙さを巡り社内外から非難を受け合でも、事前の安全対策の不備や事後のまた仮に経営責任が問われなかった場

直視し、自社のリスク管理を検証するこ水準に応える必要性があることを改めて開することは、それ相応の危機管理要求可能性もあります。海外でビジネスを展ることで、企業としての信用を棄損する

(イ) トップの方針としての危機管理

とが必要です。

に関する報告が集まってくるようになりはる」と言われますが、あらゆる分野におも、やはり経営陣の意識です。トップのも、やはり経営陣の意識です。トップのの機管理でポイントとなるのと、と言われますが、あらゆる分野にお

すす

ない要素であると言えます。と相反するように見える場合もあり、危機管理担当者の仕事をきちんと意義付け機管理担当者の仕事をきちんと意義付け機管理担当者の仕事をきちんと意義付け機でであるように見える場合もあり、危

になります。

(2)体制の整備(責任を明確に)

置し、専属の担当者が24時間365日は、トップ直結の危機管理専門部署を設企業の危機管理における理想的なあり方こから手を付ければよいのでしょうか?

の担当者を指名しておけば理想的な体制業務を遂行できない場合に備えて、複数が担うことが必要です。また、担当者がるため、最低でも5年以上は同じ担当者理業務は高い専門性と継続性が求められ即応できる体制を敷くことです。危機管

いうのが現実だと思われます。
員の制約を考えると、なおさら難しいとは少なく、中堅・中小企業では予算や人専門部署や専任担当者を設けている企業専門部署や専任担当者を設けている企業

国際情勢を考えれば、兼任でも構わないないというわけにはいきません。昨今のだからと言って手をこまねいて何もし

いて、まずは危機管理の担当者を任命し、 (3)

あり、それが自社のリスクを低減するこせず、今できる対策をとり続けることでは、初めから完璧な体制を目指すことはとが対策の第一歩になります。大切なの普段から情報のモニターに当たらせるこ



(3) 自社マニュアルの整備

企業の海外安全対策を実効あるものに企業の海外安全対策を実効あるものにな行動が起こせるかどうかは特に重要でな行動が起こせるかどうかは特に重要ですが、事態に直面した時に考えるのではすが、事態に直面した時に考えるのではでいう点を頭に入れておかないと安全対策を実効あるものにに効果はありません。

性があるのか、本社としてどのような支業員はどのような危険にさらされる可能想定される事態はどのようなものか、従様々な要素を考慮する必要があります。また、マニュアルを整備するためにはまた、マニュアルを整備するためには

す。 事前に考えなければなりません。時間も 援ができるのか、 理に必要な要素を確認するということに ユ 手間もかかる作業ではありますが、マニ のように立ち上げるのかなどについて、 つながるため、大変重要な作業になりま アルを整備することは、自社の危機管 緊急時の対策本部はど

するという観点からみると、以下の点に たりますが、 ついては必ず明文化しておく必要があり ニュアル作成のポイントは多岐にわ 実効あるマニュアルを作成

②権限移譲と責任の明確化 ①情報の一元化と連絡方法

③組織体制

④危機管理部門のルーティン

マニュアルは、手順・作業等を明確化

実施することが不可欠です。 環境の変化で内容が古くなることもあり すものですが、後任が読まなかったり、 周知されるよう訓練や見直しを定期的に ます。したがって、マニュアルの内容が 引継ぎにおいても有効な役割を果た

(4) 緊急連絡網の整備

生じた際に適切な対策を実施するために おくことは大変重要です。 有事に備えて、 緊急連絡網を整備 不測 の事態が

地で共有します。 地で共有します。 は、外務省領事局、日本国在外公館等の どの連携も重要な要素となります。例え との連携も重要な要素となります。例え が不可欠です。また、有事の際には外部 は、本社と現地間のスムーズな意思疎通

と現地で共有します。場合には、その都度改訂し、改めて本社異動などにより連絡網に変更が生じた

(5) 日本人以外の社員の扱い

が事件・事故などに巻き込まれた際の対日本人のみならず、日本人以外の従業員以外である場合が多いと考えられます。現地拠点では、従業員の大半が日本人

く必要があります。 応方法についても、事前に検討をしてお



. ∂ 154

(参考) 自社マニュアル作成のための有事に備えた安全対策チェックリスト

1 緊急連絡先の整備 (本社・現地共通)	YES	NO
□緊急連絡先リスト(含む外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)や海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)、在外公館領事・警備班)を作成し、本社と現地事務所が共有しているか。		
□緊急連絡先リストは異動のある度に必ず改訂して いるか。		
□通信手段(固定電話、携帯電話、FAX、電子メール、無線、衛星携帯電話、短波ラジオ(NHK短波放送受信用)、FMラジオ(現地ニュース、在外公館からのFM放送受信用)は複数確保されているか。		
2 体制 (本社・現地共通) □緊急事態対応時の指揮系統及び責任分担(総括、 現地・本社との連絡係、ロジ係、家族対応、プレ ス対策、外務省(在外事務所であれば在外公館、 本社では外務省領事局)への連絡、庶務等)は 明確になっているか。		
□危機管理責任者が不在または執務不能の場合に向けた体制は整備されているか。例えば、代理責任者を指名し、対応権限を付与しているか。また、上記の各役割を担う担当者のバックアップ体制をとっているか。		
□平時より、責任者複数が同時に不在になることが ないようにしているか。		
□上記の体制を徹底し、本社及び事務所内で相互に 認識されているか。		
□誘拐事件が発生した際に、信頼のおけるコンサル ティング会社と相談できる体制になっているか。		
(本社)□安全対策・危機管理を担当する部署があり、役員 レベルが責任者を務める右部署が普段から社内の 安全対策を進める体制ができているか。		

□危険地への渡航に際して、事前に安全対策担当部 ·	YES	NO
署の審査・承認(または指導・助言)を得る体制 になっているか。		
□本社の安全対策担当者は、定期的に現地を訪問し たり現地勤務者の一時帰国時に面会するなどによ り、お互いに顔の見える交流を実施しているか。		
□駐在員が危機に遭遇した場合、本社にトップ直轄の緊急対策本部が迅速に設置可能な形になっているか。		
□安全対策担当者は少なくとも数年間(5年間以上 が望ましい)担当することになっているか。		
□組織として、経験やノウハウを蓄積し、引き継ぐ ことができる体制をとっているか。		
□情報管理(ブレス対応)の窓口を一本化し、その 他の職員からブレスに情報が漏れないよう周知徹 底しているか。		
□派遣国の治安情勢に応じて、駐在員及び家族に十 分な保険を掛けているか。		
(現地) □脅威評価を踏まえ、緊急時対応ブランを作成し、 本社と共有しているか。		
□工場や建設サイトの敷地内にシェルターを備えて いるか。		
□(必要に応じて) バックオフィス (緊急事態発生時 に緊急対応を行うために使用できる事務所) を設 置しているか。		
□(バックオフィスを設けている場合) 通常の事務所 所在地から十分な距離を置いた場所に設置してい るか。		
□(バックオフィスを設けている場合) 通信・ネット ワークがすぐに使用できるよう準備されているか。		

	YES	NO
□在外公館(大使館あるいは総領事館)警備・領事 班の担当や現地治安当局と良好な関係を日頃から 構築しているか。		
□3か月以上の滞在の場合は在留届を在外公館に提出しているか。		
□3か月未満の滞在の場合は「たびレジ」に登録しているか。		
□滞在先の国から出国する際に、帰国・転出届を提出しているか。		
□駐在員及びその家族(並びに出張者)の居場所や 連絡先を常に把握し、有事の際にただちに連絡及 び安否確認ができる体制となっているか。		
□事務所が襲撃を受けたようなケースの場合、駐在 員個人が安否情報を本社および在外公館に連絡す ることになっているか。		
□駐在員及びその家族の予定に変更が生じた場合、 事務所に報告させ、それを事務所内で共有してい るか。		
3 備蓄 (本社・現地共通) □種類(食料、飲料水等)、量(10日間分程度が 目安)、保管場所について方針を決めているか。		
□必需品(缶切り、ナイフ、電池、充電器、ラジオ付きライト等)を確保しているか。		
□乳幼児関連物資(ミルク、オムツ、おもちゃなど)があるか。		
□必要な医薬品や生理用品等があるか。		
□毛布・寝袋などの寝具、衣料品があるか。		
-		

4 訓練	YES	NO
(本社) □事業活動は、安全確保が大前提であることをトップの方針として全社員に徹底しているか。		
□訓練の雛形(「伏せる」「逃げる」「隠れる」を原則 とする)を作成し、定期的に現地職員も含めた訓 練を実施するよう現地事務所に指示しているか。		
□危険地に駐在・出張する社員に誘拐やテロ等を想 定した訓練を受けさせているか。		
(現地) □本社からの指示に基づき、定期的に訓練を実施し ているか。		
□有事の際の行動(伏せる、逃げる、隠れる)が駐 在員に徹底されているか。		
□訓練の目的や狙いは明確になっているか(なぜこ の訓練を行っているのか、問題意識をもって取り 組んでいるか)。		
□訓練結果を本社に報告しているか。		
□訓練結果をもとに緊急時対応プランの見直しを図 っているか。また、見直し結果を本社と共有して いるか。		